



航空危険物規則書第 54 版(2013 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 54th Edition Effective 1 January 2013

ADDENDUM II

Posted 14 February 2013 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2013 年 1 月 1 日発効の第 54 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

9W (ジェットエアウェイズ)

訂正

9W-09 混載の中の危険物の輸送は受託しない(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および ~~10.8.1.5~~ 参照)。(空欄)

新規追加 AC (エアカナダ)

AC-07 包装基準 965 の Section IB に従って準備された UN3480 のリチウムイオン電池と包装基準 968 の Section IB に従って準備された UN3090 のリチウム金属電池の貨物はすべて、完全な危険物申告書が提出されなければならない。

訂正 CX (キャセイパシフィック航空)

CX-07 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、キャセイパシフィック航空の~~旅客機航空機~~で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池(UN 3091)および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池(UN 3480 および UN 3481)、または
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池(充電可能および充電不可能なもの) (2.3.2.から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)

訂正 QF (カンタス航空)

QF-01 ~~(空欄)~~すべての新品および使用済みの内燃機関エンジンの輸送には運航者の承認が要求される。(2.3.5.15 参照)(JACIS 注:原文の 2.35.15 を修正した)

QF-02 ~~(空欄)~~ 医療に必要な、ガス状(気体)の酸素または空気が入ったシリンダーは、機内持ち込み手荷物として(in or as)だけ受託される(2.3.4.1 参照)

訂正 SQ (シンガポール航空/シンガポール航空貨物)

SQ-07 (空欄)UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属の単電池および組電池は、シンガポール航空の航空機で貨物として輸送することは禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および 970 に従って、機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池 (UN 3091) および、包装基準 965 から 967 に従って包装されたリチウムイオンの単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によってカバーされるリチウム電池 (充電可能および充電不可能なもの) (2.3.2.から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)

第4章

表 4.2 : 訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no. A	Proper Shipping Name/Description B	Class or Div. (Sub Risk) C	Hazard Label(s) D	PG E	EQ see 2.6 F	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4 M	ERG Code N
						Ltd Qty		Pkg Inst I	Max Net Qty/Pk g J	Pkg Inst K	Max Net Qty/Pkg L		
						Pkg Inst G	Max Net Qty/Pkg H						
3480	Lithium ion batteries † (including lithium polymer batteries)	9	Miscellaneous	II	E0	Forbidden		See 965		See 965		A51 A88 A99 A154 A164 A183	9FZ

415 頁 — 特別規定 A51 を以下のとおり訂正。

A51 4.2 の危険物リストの J 欄に指定された制限量に関係なく、航空機用バッテリーは、旅客機で以下のよう
に輸送することができる。

(a) 包装物当たりの正味重量 100 kg を限度とする湿式蓄電池、UN 2704 または UN 2705。

(b) リチウムイオン電池、UN 3480。正味重量が 35 kg を超えない単一の航空機用バッテリーを含む包装物。

(c) 本特別規定に基づく輸送は、危険物申告書にその旨を記載しなければならない。

4.2 の危険物リストの J 欄に指定された制限量に関係なく、包装物当たりの正味重量 100kg を限度とする航空機用バッテリーは、輸送することができる。本特別規定に基づく輸送は、危険物申告書にその旨を記載しなければならない。

注:

本特別規定は、UN2794, Batteries, wet, filled with acid と UN2795, Batteries, wet, filled with alkali にだけ適用される。

以上